

時事新報

日本に決して貴國からず殊に近年來の發達進歩は非常なものにしてます。國力の源を深くし世界の文明諸國と相對するも著るしき選色を見ざるは數の明白に示す所なり左れば國民たるものは自から顧みて意を強うると同時に其實外に發表して國力相應の地歩を占する其競爭の次第なりと云ふ可し或は内の實力にして充分ならば外より何を見らるゝも差支なし坏云はんかなれ共決して更に質素の風を柱として外觀を粗末にするの常なるが故に西洋諸國の有様と比較するときは恰も貴國の觀じきは世間に認められずして一生を不遇に終らざるを得ず其遇不遇は當人の覺悟次第にして自から甘んずる所も拘はらず深く自から距離して其材能を現はさるゝとは如く不利を蒙るとは如何にも馬鹿げたる話にして我輩の忍ふる所能はざる所なり蓋し我國にて斯る一種の氣風を養ひたるは封建專制の餘習にて外ならず當時の社會は一般に質素廉約を旨としたるのみならず此點に於ては政府の干涉甚だ嚴重にして生活の細事にまで立入り例へば平民の乘馬を禁じ衣服の制限を設けて苟も之を犯すを許さず甚だしさりても改めず如何なる金満家にても深く其實を秘して外に現はさるゝの風を養ひたるふそ是非なけれ現に政局の役人などは其收入の多からざる割合に贅澤の生活を爲し宏壯美麗の邸宅を設け出入に馬車を驅るが如き取て怪しまされども普通の商賈人にして馬車に乗るものが絶無き云ふも可なり然ならば日本の商人は貧乏にして馬車に乘るの力なきやと云ふに決して然らず實際に之は文明諸國の金満家にしても敢て劣らざるの富豪大紳なる凡そ一國の人々は到底日本人の及ばざる所なりと見て脱せざるものに外ならず贅澤するがざるも人々の勝手なれども爲めに來遊の外國人が少しく金を散すときは一般の人々は到底日本人の及ばざる所なりと見ゆるゝを如きは即ち富國の教義にして外國人の如きは入來の多きは即ち富國の教義にして外國人の如きは入來の多きは即ち富國の教義にして外國人の如

陸軍省令第二十四號參照
陸軍省令第十六號陸軍戰利品監理規程明治二十八年八月十日抄錄
第三條第一項
兵備官等之所有三廳之ヲ陸軍實物ノ保管ニ關シ通常物品ハ陸軍其
他ノ品等ニ於ア使用ノ必要アルモノ外ハ記述ノ爲メ之ヲ帝
宝三神ノ若クハ軍隊其他公私ノ經費ニ供スル陳列場或ハ神社佛廟ニ
分與シテ永久之ヲ保存セシメ又以上ノ項目ニ該當セサルモノハ之ヲ
賣却セシム

通信省告示第一百七十六號
今般秋田縣三於ア同縣下羽後與南秋田船川觀音ノ東南東方ニ在ル時
ノ位置ヲ定ス為メ大既潮時ノ水深四尋ノ所ニ一箇ノ津標ヲ置ス
明治二十八年十一月十六日
一該浮標ハ木造方錐形白色三角形三レナ水面に高す一丈四尺ナリ
該浮標ヲ測定セム其方位ハ左ノ如シ
茶臼山ハ 北七十六度五十分東
生花崎ハ 北三十三度十五分東
北三十六度東

○露兵の西伯利陸行 東京獨立新聞の記する所
に依れば露國より浦鹽斯德港へ到着したる二萬のコサ
ツク兵は西伯利を横断して同港に到りたるものなりと
云ふ實に斯の如き多數の兵卒が彼地を陸行せしは初て
の事にして露國陸軍大臣の滿足する所なる可しとあり
○獨逸に於ての陰謀發覺 倫敦タイムスの報文
ソク兵に操縦されたる其中の一人は獨逸婦人にして一人は原
と同國ラグゼンバルグ公國の出生なりしが今は佛
國に籍を移し其名をボール・シヨエルレンドルフ將軍自
由にて所有品を詮索せしに大砲の組織を精細に記した
人捕縛されたりその一人は獨逸婦人にして一人は原
から審檢したりし處近來その例なき程の大陰謀はして
尙ほ共謀者少からざる趣なれども重立ちたる輩は探偵
スプシク市に引致し陸軍大臣エエルレンドルフ將軍自
由にて所有品を詮索せしに大砲の組織を精細に記した
る圖ありしと二人の外同類の捕縛されしもの多くライ
男窓の内より佛蘭西萬歳("Vive La France.")を絶叫し
爲めに捕縛されたる者數多しど云々

○烏蘇里鐵道の陸軍省直轄 露京セントピ
支那エキスプレッスに見えたり

○東京府通常會開く 明治二十九年通常東京府
會は一昨十五日午後四時三十分より八重洲橋内府廳内
にて開會せり、議事に先立ち三浦府知事は宣讀して諸
君、本日二十九年度東京府會を開くに當り御奉考のた
めに一言せんと欲するは二十九年度貢支出總算額に
於て前年度より増額するも凡そ十二萬圓餘なり此增
加の重なる原因は第一、尋常中學校會の新築なりとも
一該浮標ヲ測定セム其方位ハ左ノ如シ
茶臼山ハ 北七十六度五十分東
生花崎ハ 北三十三度十五分東
北三十六度東

卷之三

さは富豪大家を以て國の富とみを代表するものと認むる所
となれば其人々は從來の風習を脱し身分相當の生計を
敢てして國力の實じゆを外に現はさんゐと我輩の希望する
所なり

橋外空地)に移して候舎を新築するため五萬圓餘を要すれども築地の現今候舎及び敷地を賣却せば其費用の六分は貰ふを得べし、その第二は從來の常設本所病院は溝地にして衛生に宜しからざるを以て駒込病院を常設とし更に病院を改築するため四萬七千圓を支出せざるべからず其他小増額等を合して前述十二萬圓の増額を見るに至る云々との旨を演説し終りて後芳野議長は府第一號(庶會と市部會とに於て議定すべき事件の區別及聯帶經營市郡會連携合)の第十讀會を開きしに異議なく第二讀會に移りト端常置委員より修正の各項を説明したるに居亦異議なく第二讀會を通過し第二號(明治二十九年度地方會費出資算議案)の第一讀會を開きしに一人の異議なきを以て直ちに同案中の府會議諸費、地方稅取扱費、府廳舍建築修繕費、監獄修繕費の各項は悉く常置委員の修正を可決し第二讀會を終り午後六時三十分散會せしが次會は来る十八日に開くよしもの右の中には本月八日發行の四十萬圓を取したり故に去る十四日まではその發行の總數は都合六回にして金額は七十六萬圓に及びなるものなれば正誤旁々註に再記す

○職工賃銀の騰貴 大工左官等日雇の職工は雇主との關係極めて薄き故物價騰貴すれば自己の粗糲せる組合の決議を以て忽ち賃銀を引上ぐるより今日と數年前とは數割方増加せしに必洞ら工場に雇はるゝものは同じく職工にても自ら賃銀を上下するふと能はず一に雇主の指定を俟つて外なきにぞ雇主は自然みれを增加するふととなざれば職工は勢、高價の物品に衣食しながら其割合の賃銀を得ざるは物價の騰貴して後一二年間は得て免るべからざりしも今日に至りては最早舊時の賃銀に満足し難きより近頃職工の出入少々頻繁となり多年養成の結果折角熟練したる職工を失ふ工場もありと云ふ現に鐘淵訪績會社にても此邊の事情を考へ賃銀増加の一方方法として一箇月内職工全體の成績に依り若干の賞金を給するよきとなしたるよし

○明治の石川五右衛門 (承前)

芝西久保梁山伯の事

明治十二年の春よりして二十五年の秋頃まで見る目曉ぐ勇の鑿堺官が附けつ題しつ探りたる無名の鑿城小野清司も手下の者の口上より本名明白に白狀され連署なかく少なからずと知れしかば警視廳の掛り警部は直に人を手別して府下八方を探らせたるに芝西久保廣風の容貌ならず且つ其妻の圓部タキと云へるものは之れも甚だ迂論の者にて清司の乾臣面之助が植縛に逢ふ町四十三番地にて表面鑿者と業とする田部泰民と云へるものなり年齢大凡五十五六骨格堅硬さし怪氣にて長袖とせじが相手とする名を以てか子供にて神出鬼沒の奸物なれば能く其聲音突き立む事仰山の振舞して空氣を探するも無事かんと大すば唯此圓部夫婦の事例と又小野清司が此處出入するや否やの様子を探査たるに此處圓部民が聲といへるは世に傳ひなき不眞女にて其心情の哀愁なるはねさん(清司の妻妾と比

Digitized by srujanika@gmail.com

橋外空地)に移して校舎を新築するため五萬圓餘を要す。それで建築地の現今校舎及び敷地を賣却せば其費用の六分は償ふを得べし、その第一は從來の常設本所病院は溝地にして衛生に宜しからざるを以て駁込病院を常設とし更に病院を改築するため四萬七千圓を支出せざるべきからず其他小増額等を合して前述十二萬圓の増額を見るに至る云々との旨を演説し終りて後芳野議長は府第一號(府會と市都議會とに於て議定すべき事件の區別及審査經費市都費擔當割合)の第十讀會を開きしに異議なく第二讀會に移り小島常置委員より修正の各項を説明したるに至亦異議なく第二讀會を通過し第二號(明治二十七年度地方費支出算案議案)の第一讀會を開きしに一人の異議なきを以て直ちに同案中の府會議諸費、地方稅取扱費、府廳舍建築修繕費、監獄修繕費の各項は悉く常置委員の修正を可決し第二讀會を終り午後六時三十分散會せしが次會は来る十八日に開くよし故に去る十四日まではその發行の總數は都合六回にして金額は七十六萬圓に及びなるものなれば正誤旁々註に再記す

○職工賃銀の騰貴 大工左官等は雇の職工は雇主との關係極めて薄き故物價騰貴すれば自己の組織せる組合の決議を以て忽ち賃銀を引上ぐるより今日を數年前とは數割方増加せしにも拘らず工場に雇はるゝものは同じく職工ても自ら賃銀を上下するなど能はず一に雇主の指定を俟つ之外なきは雇主は自然ふれを増加するふとをなさなければ職工は勢、高價の物品に衣食しながら其割合の賃銀を得ざるは物價の騰貴して後一二年間は得て免るべからざりしも今日に至りては最早舊時の賃銀に満足し難きより近頃職工の出入少々頻繁となり多年養成の結果折角熟練したる職工を失ふ工場もありと云ふ現に鐘淵紡績會社にても此邊の事情を考へ賃銀増加の一方法として一箇月内職工全體の成績に依り若干の賞金を給するふとなしたるよし

○明治の石川五右衛門 (承前)

芝西久保梁山伯の事

明治十二年の春よりして二十五年の秋頃まで見る目曉ぐ處の警察官が附けつ是しつ採りたる無名の盜賊小野清司も手下の者の口上より本名明白に白狀され連署するものあり年齢大凡五十五六晩精眠ざし怪氣にて長袖風の容貌ならず且つ其妻の園部タキと云へるものは之れも甚だ迂論の者にて清司の乾兒面之助が捕縛に逢ふ町四十三番地にて表面署者を業とする田部泰民と云へるも直様其家を八方より押倒し其家宅搜索を遂げんとせじが相手とするやうと云ひ大賊にて神出鬼沒の奸物なれば能く其妻を突き定めず事仰山の振舞して空巢を探すも無事かんと夫の子は唯此園部夫婦の娘女にて其心情の憂慮なるはれさん清司の妻妾と比

卷之三十一

二十二年正月二十一日

(高外空地)に移して校舎を新築するため五萬圓餘を要され、も築地の現今校舎及び敷地を賣却せば其費用の八分は貰ふを得べし、その第二は從來の常設本所病院へは、湿地にして衛生に宜しからざるを以て駒込病院を常設改めし更に病院を改築するため四萬七千圓を支出せざるべからず其他小増額等を合して前述十一萬圓の増額を見るに至る云々との旨を演説し終りて後芳野議長が、府第一號へ府會と市部會とに於て議定すべき事件を説明したるに至亦異議なく第二讀會を通過し第一區別及聯帶經費市都費擔當合の第十讀會を開きしと見れるに至る。又その旨を演説し終りて後芳野議長が、府第一號へ府會と市部會とに於て議定すべき事件を説明したるに至亦異議なく第二讀會を通過し第一區別及聯帶經費市都費擔當合の第十讀會を開きしと見れるに至る。

（明治二十七年度地方債支出數字）の第一讀會と異議なく第二讀會に移り小島常置委員より修正の各項は悉く常置委員の修正を可決し第二讀會を終り午後六時三十分解散會せしが次會は来る十八日に開くよしに去る十四日までにその發行の總數は都合六回にし金額は七十六萬圓に及びたるものなれば正誤旁々註再記す

○軍事公債の發行高 昨日の紙上に一時賜金代の軍事公債發行高を五回にて都合三十六萬圓と記せもの右の中には本月八日發行の四十萬圓を除したりに去る十四日までにその發行の總數は都合六回にし金額は七十六萬圓に及びたるものなれば正誤旁々註再記す

○職工賃銀の騰貴 大工左官等は雇の職工は雇との關係極めて薄き故物價騰貴すれば自己の組織せ組合の決議を以て忽ち賃銀を引上げるより今日を教諭費、地方稅取扱費、府廳舎建築修繕費、監獄修繕費の前とは數割方増加せしに由拘らず工場に雇はる者は同じく職工にても自ら賃銀を上下する能はず年に雇主の指定を俟つ外なきれど雇主は自然これを加するのみとなれば職工は勢、高價の物品に衣しながら其割合の賃銀を得ざるは物價の騰貴して後二年間は得て免るべからざりしも今日に至りては最當時の賃銀に満足し難きより近頃職工の出入少々頻となり多年養成の結果折角熟練したる職工を失ふ工もありと云ふ現に鐘淵紡績會社に於て此邊の事情を依り若干の賞金を給するふとくなしたるよし

○明治の石川五右衛門（承前）

芝西久保梁山伯の事